

本巣市ヘルパーステーションもとす運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人本巣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態等にある高齢者等に対して、適切な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

（事業所の名称等）

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 本巣市ヘルパーステーションもとす
- （2）所在地 岐阜県本巣市上保1261番地4（ぬくもりの里内）

（運営の方針）

第3条 事業の運営について、訪問介護員は次の方針に従って業務を行うものとする。

- （1）利用者の要介護状態又は要支援状態等の悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じた適切な訪問介護を行うこととする。
- （2）訪問介護員は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅における介助等の援助を行い、心身機能の維持を図る。
- （3）地域との結びつきを重視し、本巣市（以下「市」という。）、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。
- （4）事業所は、自らの提供する指定訪問介護等の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

（指定介護予防訪問介護相当サービスの運営の方針）

第4条 指定介護予防訪問介護相当サービスにおいて、訪問介護員は次の方針に従って業務を行うものとする。

- （1）利用者の心身機能の改善、環境調整を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- （1）身体介護
- （2）生活援助
- （3）介護予防訪問介護相当サービスの生活援助
- （4）サービス提供者の開始に当たり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別援助計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防訪問介護相当サービス支

援事業者へ報告する。

- (5) 利用者の心身機能、環境状況を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- (6) 指定訪問介護等の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名(サービス提供責任者兼務)

管理者は、訪問介護員の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 常勤1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画又は介護予防訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員 2.5名以上

訪問介護員は、指定訪問介護等の提供及び必要な訪問介護等の事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) サービス提供日 月曜日から土曜日(ただし、12月29日から1月3日までを除く)
- (3) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) サービス提供時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。

(事業の利用料等並びに支払方法等)

第8条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割又は3割に相当する額とする。

2 前項のほか、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護等を提供した場合、実施地域を越えたところから1キロメートル当たり50円の交通費が自己負担となる。

3 前1項の利用料及び交通費(以下「利用料等」という。)を月単位で決定し、利用料請求書兼領収書により利用者に通知する。

4 利用料は、本会の定める期日に、利用者等の指定金融機関からの口座引き落としにより、支払うものとする。

5 前各項により利用料等を徴収した場合は、徴収簿にその徴収状況を明確にしておくものとする。

(事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、市内の区域とする。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定訪問介護等の提供の開始に関しては、正当な理由なく提供を拒んではならない。

（緊急時等における対応方法）

第11条 訪問介護員は、指定訪問介護等を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第12条 事業所は、気象状況の変化等による安全性の欠如や諸事情などで、予定のとおり自ら適切な指定訪問介護等を提供することが困難である場合は、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへの連絡を行い、プラン変更の指示を受けるものとする。

（苦情処理）

第13条 事業所は、提供された指定訪問介護等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置等、必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- （3）従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施

（その他の運営についての留意事項）

第16条 事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 訪問介護員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示するものとするとともに、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、この事業を行うため訪問介護計画、ケース記録、その他必要な書類等を整備するとともに、完結の日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会の会長と担当課の課長及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2024年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。